

# 権利侵害 への対応

## 権利侵害

権利侵害を主張するためには？

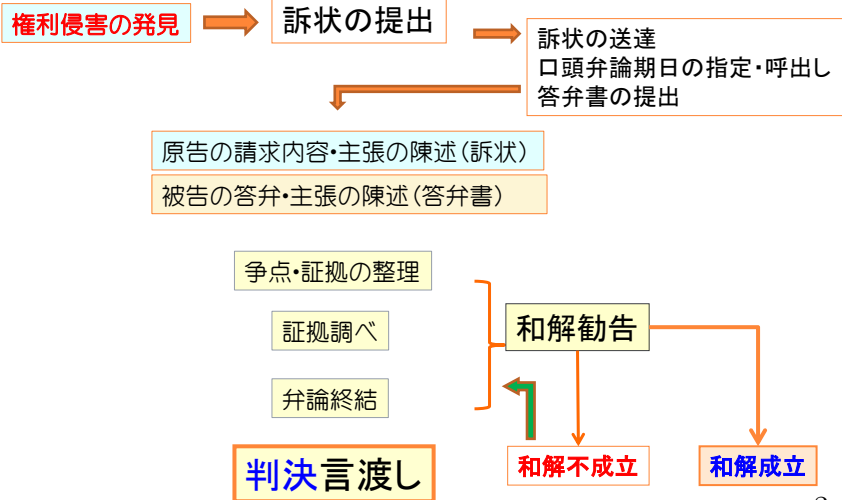
- ①権利存在 (自分に権利がある)
- ②権利範囲 (相手製品が権利に含まれる)
- ③正当権原 (相手に実施の正当権原がない)

権利侵害に対する権利行使

- (1) 侵害発見の対応:権利者
- (2) 警告書受領後の対応:被疑侵害者



## 侵害訴訟の流れ



2

30年度【知的財産法】杉山 務

## 特許権侵害の民事上の措置

### ①差止請求(100条)

特許権者は、自己の特許権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる

※ 専用実施権者も同じ

特許権者は、その請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる(2項)

### ②損害賠償請求(民709条)

民法709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

侵害とみなす行為(101条)

損害額の推定規定(102条)

相当な損害額の認定(105条の3)

損害計算のための鑑定(105条の2)

### ③信用回復措置請求(106条)

故意又は過失により特許権を害したことにより、業務上の信用を害した者に対しては、信用回復措置を命ずることができる。

※ 裁判所は、請求により、損害賠償と共に、又は代えて

3

30年度【知的財産法】杉山 務

## 特許権侵害の民事上の措置

### 侵害とみなす行為(101条)

業としての行為に限る

#### 物の発明

1 その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出

2 その物の生産に用いる物で課題の解決に不可欠なものにつき、事情を知らずら生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出

3 その物を譲渡等又は輸出のために所持

#### 方法の発明

事情を知る: その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知る

4 その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出

5 その方法の使用に用いる物で課題の解決に不可欠なものにつき、事情を知らずら生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出

#### 物を生産する方法の発明

6 その方法により生産した物を譲渡等又は輸出のために所持

4

30年度【知的財産法】杉山 務

## 特許権侵害の民事上の措置

### 過失の推定(103条)

他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する

### 生産方法の推定(104条)

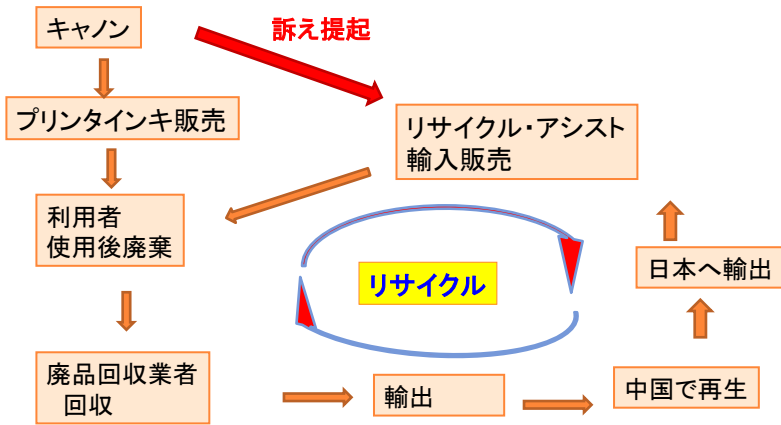
物を生産する方法の発明について特許がされている場合において、その物が特許出願前に日本国内において公然知られた物でないときは、その物と同一の物は、その方法により生産したものと推定する

5

30年度【知的財産法】杉山 務

# インクカートリッジ事件

知高判180131

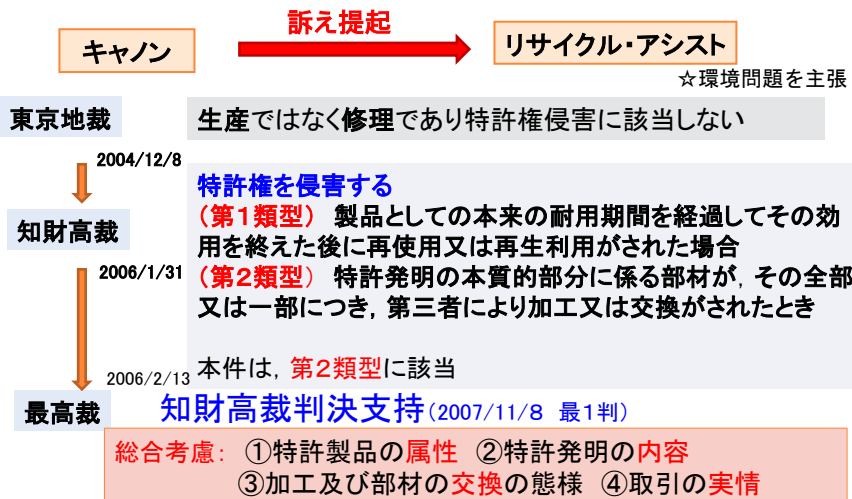


127 最判H19/11/8 インクタンク事件

30年度【知的財産法】杉山 務

# インクカートリッジ事件

知高判180131



127 最判H19/11/8 インクタンク事件

30年度【知的財産法】杉山 務

## 特許権侵害の民事上の措置

### ④ 損害額の推定(102条)

許権者が故意又は過失により自己の特許権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合 ※ 専用実施権者も同じ

#### (1) 被害製品の単位数量当たりの利益額 × 侵害品の譲渡数量 (1項)

- ① 特許権者の販売等を行う能力に応じた額以内
- ② 特許権者が譲渡できない事情に応じた額を控除

#### (2) 侵害行為により侵害者が得た利益の額 (2項)

#### (3) 実施料に相当する額 (3項)

相当な損害額の認定(105条の3)  
損害計算のための鑑定(105条の2)

8

30年度【知的財産法】杉山 務

## 特許権侵害の民事上の措置

### ⑤ 相当な損害額の認定(102条)

損害額を立証するために必要な事実を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な額を認定することができる。

### ⑥ 損害計算のための鑑定(105条の2)

当事者は、損害の計算をするため必要な事項について鑑定人に対して説明しなければならない。

### ⑦ 具体的態様の明示義務(104条の2)

特許権者の主張を否認するときは、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。

相当の理由があるときを除く



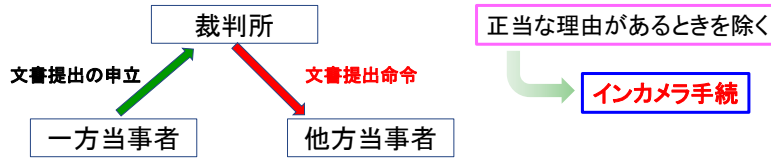
9

30年度【知的財産法】杉山 務

## 特許権侵害の民事上の措置

### ⑧書類提出命令(105条)

裁判所は、当事者の申立てにより侵害行為について立証するため又は損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる



### ⑨秘密保持命令(105条の4)

裁判所は、当事者等に対し、準備書面又は証拠に含まれる営業秘密を訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は開示してはならない旨を命ずることができる

#### 参考

液晶テレビ及び液晶モニターの入力、販売等が、特許権を侵害するとして、その差止め等を求める仮処分命令申立事件において、特許法105条の4に基づく秘密保持命令の申立てをすることが許されたとされた  
(日本サムスン株式会社事件一最高裁決平21.1.27)

10

30年度【知的財産法】杉山 務

法律 条文見出し	不正競争 防止法	特許法	意匠法	商標法	著作権法	種 苗 法	半導体集積 回路の回路 配置に関する法律
差 止 請 求	第 3 条	第 100 条	第 37 条	第 36 条	第 112 条	第 33 条	第 22 条
損 害 賠 償 請 求	第 4 条	(民法709条)	(民法709条)	(民法709条)	(民法709条)	(民法709条)	(民法709条)
損 害 額 の 推 定	第 5 条	第 102 条	第 39 条	第 38 条	第 114 条	第 34 条	第 25 条
侵 害 の 推 定	第5条の2	(第104条)	-	-	-	-	-
過 失 の 推 定	-	第 103 条	第 40 条	第 39 条	-	第 35 条	-
具 体 的 態 様 の 明 示 義 務	第 6 条	第104条の2	第 41 条 特許法を準用*	特許法を準用*	第114条の2	第 36 条	-
書 類 提 出 命 令	第 7 条	第105条			第114条の3	第 37 条	第 26 条 ※
損 害 計 算 の た め の 鑑 定	第 8 条	第105条の2			第114条の4	第 38 条	-
相 当 な 損 害 額 の 認 定	第 9 条	第105条の3			第114条の5	第 39 条	-
秘 密 保 持 命 令	第 10 条等	第105条の4等			第114条の6等	第 40 条等	-
当 事 者 尋 問 等 の 公 開 停 止	第 13 条	第105条の7	-	-	-	第 43 条	-
信 用 回 復 措 置	第 14 条	第 106 条	第 41 条 *	第 39 条 *	第 115 条 ▲	第 44 条	-

▲著作権法では、著作者・実演家の名誉・声望を回復するため等の措置。

※半導体集積回路の回路配置に関する法律の書類提出命令は、損害の計算のためのもの。(他法は、侵害行為の立証も含む。)

11

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/2016unfaircompetitiontextbook.pdf>

30年度【知的財産法】杉山 務

## 特許権侵害の刑事上の措置

### ①侵害の罪(196条)

特許権を侵害した者は、10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又は併科

特許権を侵害したとみなされる行為者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又は併科

### ②詐欺の行為の罪(197条)

詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

### ③虚偽表示の罪(198条)

特許に係る物以外の物、又はその包装に特許権と紛らわしい表示をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

12

30年度【知的財産法】杉山 務

## 特許権侵害の刑事上の措置

### ④偽証等の罪(199条)

宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、3月以上10年以下の懲役

### ⑤秘密を漏らした罪(200条)

特許庁の職員がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

### ⑥秘密保持命令違反の罪(200条の2)

秘密保持命令に違反した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又は併科 **親告罪**<告訴が必要条件> 国外犯にも適用

13

30年度【知的財産法】杉山 務

## 特許権侵害の刑事上の措置

### ⑦法人処罰(201条)

両罰規定

法人の業務に関して、以下の犯罪が行われた場合には、行為者が処罰(懲役・罰金)されるほか、その者が所属する法人も処罰(罰金)

3億円以下

196条 : 侵害の罪  
196条の2 : みなし侵害の罪  
200条2 : 秘密保持命令違反の罪

1億円以下

197条 : 詐欺行為の罪  
198条 : 虚偽表示の罪

### 法人に対する過失の推定

法人処罰については、一般に、従業者等の選任・監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定し、その注意を尽くしたことの証明がないかぎり事業主も刑事責任を免れないとされ、法人処罰を免れるためには、積極的、具体的に違反行為を防止するために必要な注意を尽くしていたことが要求される。

14

30年度【知的財産法】杉山 務

## 特許権侵害の刑事上の措置

### ⑧法人に対する公訴時効(201条3)

法人等に罰金刑を科する場合における時効の期間は、その基となった罪の時効期間による旨を規定

196条 : 侵害の罪  
196条の2 : みなし侵害の罪  
200条2 : 秘密保持命令違反の罪

個人処罰 侵害の罪 10年以下の懲役  
(懲役刑・罰金刑) 5年以下の懲役

7年

5年

法人処罰 3億円以下の罰金  
(罰金刑)

5年又は7年

個人の罰則に合わせて法人の公訴時効は5年又は7年(刑訴法250条)

15

30年度【知的財産法】杉山 務



## ま と め

ご清聴 ありがとうございました

④の提出

12回(2日:金)は, 著作権法:著作物とは何か。効果確認1(特許制度)

## 民事訴訟

### (1) 差止請求 (100 条) <sup>1</sup>

- ・特許権者は、自己の特許権の侵害の停止又は予防を請求可
- ・専用実施権者も同様の権利
- ・差止請求をすれば、侵害の行為を組成した物の廃棄、設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求できる。差止請求が前提である。

### (2) 損害賠償請求 (民 709 条) <sup>2</sup>

### (3) 信用回復措置請求 (106 条) <sup>3</sup>

### (4) 不当利得返還請求 (民 703 条) <sup>4</sup>

**侵害とみなす行為<sup>5</sup>** 有体物の所有権と異なり、証明が困難な場合が多い。

### (1) 過失の推定 (103 条) 挙証責任の転嫁

### (2) 生産方法の推定 (104 条) 同一の物はその方法による生産と推定

### (3) 損害額の推定 (102 条) ①譲渡数量×@利益 ②侵害者利益 ③通常使用料

## 刑事上の措置

権利侵害(196 条), 詐欺罪(197 条), 虚偽表示(198 条), 偽証罪(199 条), 秘密漏洩(200 条)

両罰規定(201 条) ※秘密漏洩は親告罪

<sup>1</sup> (差止請求権) **第百条** 特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

<sup>2</sup> 特許権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（物を生産する方法の特許発明にあつては、侵害の行為により生じた物を含む。第百二条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

<sup>2</sup> 民法(不法行為による損害賠償) **第七百九条** 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

<sup>3</sup> (信用回復の措置) **第百六条** 故意又は過失により特許権又は専用実施権を侵害したことにより特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を害した者に対しては、裁判所は、特許権者又は専用実施権者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

<sup>4</sup> 民法(不当利得の返還義務) **第七百三条** 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

<sup>5</sup> (侵害とみなす行為) **第百一条** 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

二 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

三 特許が物の発明についてされている場合において、その物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

四 特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

五 特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

六 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為